

公 告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 5 項の規定による廃止の届出があったので、同条第 6 項の規定により次のとおり公告する。

平成 17 年 11 月 25 日

静岡市長 小嶋 善吉

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
セイフー清水店
静岡市清水区相生町 4 番 5 号
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
株式会社セイフー 代表取締役 三原敬二
東京都葛飾区青戸五丁目 3 番 1 号
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
7,856 平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0 平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000 平方メートル以下となる日
平成 17 年 10 月 31 日
- 6 届出年月日
平成 17 年 11 月 21 日